

令和7年度第1回釧路方面帯広警察署協議会議事概要

第1 開催日時

令和7年7月1日（火曜日）午後2時00分から午後3時05分まで

第2 開催場所

釧路方面帯広警察署 大会議室

第3 出席者

1 協議会委員 9人

会 長 神 田 哲 也

副会長 眞 野 尚 史、島 順子

委 員 尾 澤 琴 也、菅 野 勇 次、菅 原 研、芳 村 直 子
本 田 千枝子、吉 田 こず恵

2 警察署員 6人

署 長 熊 谷 公 人 副 署 長 浅 井 孝 広

刑事・生活安全官 原 智 則 地 域 官 今 田 琢

交 通 官 大 山 敏 弘

警 務 官 磯 角 行 男（庶務担当）

第4 開催状況

1 委嘱状交付

2 署長挨拶

3 署幹部及び委員自己紹介

4 会長・副会長選出

5 会長・副会長挨拶

6 協議内容

(1) 令和7年5月末現在管内概況

(2) 懲戒処分等報告について

(3) 質疑応答

【委員】 スピード違反が目につく地域などで、取締り要望などがあった場合は対応はどのようにしているのでしょうか。

【警察】 要望のあった場所の確認などを行い、場所の特性にあわせた機材を活用しての取締りを行っております。

【委員】 日頃、交通違反の取締りなど積極的に行っていることに感謝申し上げます。

私からはお願いになるのですが、交通取締りの際、牛舎の近くで突然サイレンを鳴らさないでいただきたいのです。

理由は、サイレンの音に驚いた牛が暴れ出すので、牛舎内にいる人や牛がけがをする可能性があるのです。

遠くから継続してサイレンが鳴っていれば、牛も音に慣れるのですが、突然の音には対応できず暴れ出すことになりますので、環境に合

わせた取締り方法を検討して頂きたいと思います。

【警察】 御要望について、当署及び管内において交通指導取締りを所管する関係所属に共有し、今後の参考とさせていただきます。

ただし、場合によっては、サイレンを鳴らさざるをえない時もありますので、御理解いただければと思います。

【委員】 自転車の通行方法についてなのですが、自転車は車道を走行することになっており、狭い道などでは車から見れば自転車が危なく見えま
すし、自転車を運転している人から見れば、自分の近くを車が通るのが怖いと感じると聞きました。

自転車は車道を必ず通行しなければならないのでしょうか。

【警察】 自転車は軽車両であり、車道を通行するのが原則です。

年齢による通行の例外、標識で歩道通行可能となっている場所もありますが、歩道と車道の区別がある場所については、原則として自転車は車道を通行しなければなりません。

自転車が歩道を通行して歩行者と衝突するなどの重大事故が発生しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

5 次回開催予定

令和7年11月中に開催予定。